

∞
FREE
PAPER
あさクリ

ASANO CLINIC IN SOJA

08
2019

年をとっても
病を持っても
今を生きる
喜びの支援をする情報紙

今月の
テーマ

詳しくは特集面へ!
医療費

asano clinic

あさのクリニック

岡山県総社市中央2丁目3-5

TEL 0866-93-8808

	月		火		水		木		金	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
内科	●	●	●	■		●	●		●	●
老年精神科		●	●	■			●	※		
泌尿器科					●					

●午前 9:00-12:00

●午後 14:00-17:00

あさのクリニック 総社 検索

■火曜日午後 14:00-17:00(内科)

午後 17:00-18:30(内科・老年精神科)

※予約のみ(老年精神科)

訪問診療 9:00-17:00 休診日 土・日・祝

がんばろう総社!! がんばろう真備!!

Hello
Summer
ASANO CLINIC



温度に気をくばろう

熱中症予防 声かけプロジェクト



熱中症予防声かけプロジェクトに賛同し、応援しています。



高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて払った額が払い戻される制度です。

加入している保険制度による上限額について確認しましょう。



MEDICAL
BILLS

確認
してね

高額療養費は年齢や所得によって異なります。

医療費のひと月の窓口払いの上限額について

医療費のひと月の窓口払いの上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、所得水準によって異なります。また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

69歳以下の方も**入院などで、医療費が高くなりそうな時は限度額適用認定証を申請し**、保険証とあわせて医療機関の窓口事前に提示することで、窓口で支払う1ヶ月分の医療費が下表の一定の金額（自己負担限度額）までとなります。交付された限度額適用認定証は、必ず医療機関に提示してください。

※厚生労働省の資料をもとに作成

70歳以上の方の上限額

適用区分		外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)	認定証 の申請
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円 ※2〉		不要
	年収約770～ 約1,160万円 標報53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円 ※2〉		必要
	年収約370～ 約770万円 標報28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円 ※2〉		必要
一般	年収156～ 約370万円(※1) 標報26万円以上 課税所得145万円未満等	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 〈多数回44,400円 ※2〉	不要
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円	必要
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年々年収80万円以下など) (※3)		15,000円	必要

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

69歳以下の方の上限額

適用区分		外来 + 入院 (世帯ごと)
ア イ ウ	年収1,160万円～ 健保: 標報83万円以上 国保: 旧ただし書き所得901万円超え	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%
	年収約770～約1,160万円 健保: 標報53～79万円 国保: 旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費-558,000円)×1%
	年収約370～約770万円 健保: 標報28～50万円 国保: 旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%
エ	～年収約370万円 健保: 標報26万円以下 国保: 旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

注 1つの医療機関での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関での自己負担(69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を越えれば、高額医療費の支給対象となります。

● 制度についてご不明な点があれば、お手持ちの健康保険証に記載の保険者にお問い合わせください。

● あさのクリニック受診中の方は、スタッフが概要をお知らせいたしますので、お気軽にお問い合わせください。